KKR（こころ）年金だより

令和６年９月発行

No.141

国家公務員共済組合連合会

主な記事

令和７年分公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について ……２頁
「扶養親族等申告書」に関するよくある質問 ……３頁
通知書等の(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください …４頁
新型コロナウイルス【感染症・後遺症】電話相談窓口のご案内
マイナ保険証のご利用について
全国年金相談会のご案内(令和６年１０月～令和７年３月開催分) …５頁
ＫＫＲオンライン年金相談室【大阪】のご案内
こんなときには届出をお願いします……６頁
読者のひろばの原稿募集
読者のひろば……７頁
年金に関するご相談等は「ＫＫＲ年金相談ダイヤル」へ……８頁

「ちょっと一休み」　大分県別府市内成地区

（大分県）**平野 俊久 さん**

令和7年分
公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。
※8月5日現在の情報で作成しています。

「扶養親族等申告書」が同封されている方

● 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が**次の金額以上の方**にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
①	65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生まれた方）	108万円
②	65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれた方）で	
	◆老齢基礎年金の受給対象の方	80万円
	◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方	158万円

■ **「扶養親族等申告書」の提出期限は、**
令和6年10月31日（木）です（厳守）。

扶養親族等申告書の提出について

控除対象となる配偶者または扶養親族がいますか
- はい → 提出が必要
- いいえ ↓

ご本人が障害者、または寡婦・ひとり親に該当しますか
- はい → 提出が必要
- いいえ ↓

退職金等を受ける見込みの配偶者または扶養親族がいますか
- はい → 提出が必要
- いいえ ↓

提出が不要（※）

※扶養親族等申告書を提出されなくても、**令和7年分の所得税について基礎的控除が適用**されます

提出が必要

下記1.または2.の方法でご提出ください。

1.WEB申告でのご提出（※）
※**扶養親族等申告書に記載されている昨年の申告内容と変更がない方**が対象です

2.書面（郵送）でのご提出

◆控除対象の条件や障害者、寡婦等については同封の「令和7年分 扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」をご覧ください。

「扶養親族等申告書」が同封されていない方

● 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が上記の①または②に掲げる金額未満の方。

● **遺族や障害の年金を受けている方（非課税のため）**

扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に
こちらも
ご覧ください

同封の冊子
「令和7年分
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

**KKR
ホームページ**
ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q＆A ▶ 年金を受給されている方向け ▶ 年金にかかる税金

「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問1 **私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要はありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。**

答え 「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問2 **私は令和6年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことが分かりました。今年送られてきた令和7年分の「扶養親族等申告書」に同封して提出してもよいですか。**

答え 令和６年分の「扶養親族等申告書」を今回提出いただいても、当会年金部で手続きをすることができません。来年１月中旬以降に当会年金部から令和６年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告（還付申告）でご精算ください。

質問3 **私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養親族として申告しています。今年母が他界し、他に扶養親族はいません。申告書はどのように提出すればよいのですか。**

答え 令和７年から扶養親族がいなくなりますので、質問１と同様「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問4 **WEBでの申告ができるのは、どのような場合ですか。**

答え 昨年「扶養親族等申告書」を提出された方のうち、令和7年分の申告が「扶養親族等申告書」に記載の**前年の申告内容と変更がない方**は、**WEB での申告もできるようになりました。**

※申告の際は、「扶養親族等申告書」に記載されているQRコードを読み取ることができるスマートフォンが必要となります。

※ご使用になるスマートフォンごとに動作環境が異なるため、電話での WEB 申告のお問合せには対応しておりません。WEB での申告が難しい場合は、従来通り、「扶養親族等申告書」のご提出（郵送）をお願いいたします。

通知書等の(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『**自動音声受付サービス**』をご利用ください。

なお、令和６年６月１日から同年10月10日の間は、3「扶養親族等申告書」の再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 03-5212-2243

(再)発行受付ができる通知書等

1	2	3	4	5
年金額改定通知書	年金支払通知書	扶養親族等申告書	源泉徴収票	年金受給権者受取機関変更届

～ ご利用方法 ～

❶ **03-5212-2243**（**専用電話**）へおかけください。
❷ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
❸ (再)発行を申請する方の基礎年金番号(数字10桁)と生年月日(西暦・数字8桁)を登録(入力)してください。
❹「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- (再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- (再)発行までには１週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

新型コロナウイルス【感染症・後遺症】電話相談窓口のご案内

虎の門病院(東京都港区)では、新型コロナウイルス感染症に関連した症状のある方、不安な方からの電話相談に対応しております。

最新の情報については、こちら▶

マイナ保険証のご利用について

より良い医療を受けるため、マイナンバーカードを健康保険証(共済組合員証)としてご利用ください。

詳しくは、こちら▶

全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。

▶▶▶ kkr 年金相談会 検索

全国年金相談会およびＫＫＲオンライン年金相談室【大阪】へのご参加は、事前の予約が必要です。

なお、KKRオンライン年金相談室【大阪】および年金の相談窓口【東京】もweb予約できるようになりました。

※【大阪】【東京】を除く全国年金相談会のご予約は、開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。ご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●ホームページからの予約（web予約）

「年金相談会予約システム」から
ご予約ください。

「年金相談会予約システム」はこちら ▶▶▶

●電話での予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間　9:30～17:30（土日祝日、年末年始を除く）

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会は、お受けできません。

※なお、KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入のうえ、郵送いただく文書でのご予約も行っております。

■全国年金相談会日程

■令和6年10月18日～12月13日

開催日	開催地	開催会場	相談形式
10月18日(金)	奈良市	ホテルリガーレ春日野	対面
10月24日(木)	名古屋市	KKRホテル名古屋	対面
10月25日(金)	岐阜市	ホテルグランヴェール岐山	対面
11月 1日(金)	福岡市	KKRホテル博多	対面
11月 7日(木)	鳥取市	白兎会館	対面
11月 8日(金)	松江市	ホテル白鳥	対面
11月14日(木)	山口市	KKR山口あさくら	対面
11月15日(金)	広島市	広島ガーデンパレス	対面
11月22日(金)	高松市	カネミツキャピタルホテル	対面
11月29日(金)	札幌市	ホテルポールスター札幌	対面
11月29日(金)	京都市	KKR京都　くに荘	対面
12月 5日(木)	鹿児島市	JR九州ホテル 鹿児島	対面
12月 6日(金)	熊本市	KKRホテル熊本	対面
12月13日(金)	仙台市	ホテル白萩	対面
12月13日(金)	那覇市	沖縄県市町村自治会館	対面

■令和7年1月16日～3月21日

開催日	開催地	開催会場	相談形式
1月16日(木)	岡山市	サン・ピーチOKAYAMA	対面
1月17日(金)	神戸市	ホテル北野プラザ六甲荘	対面
1月23日(木)	名古屋市	KKRホテル名古屋	リモート
1月24日(金)	金沢市	KKRホテル金沢	リモート
1月24日(金)	宮崎市	ニューウェルシティ宮崎	対面
1月31日(金)	横浜市	KKRポートヒル横浜	対面
2月 6日(木)	長崎市	ホテルセントヒル長崎	対面
2月 7日(金)	佐賀市	ホテルマリターレ創世 佐賀	対面
2月14日(金)	福岡市	KKRホテル博多	対面
2月20日(木)	大津市	KKRホテルびわこ	対面
2月21日(金)	京都市	京都ガーデンパレス	対面
2月28日(金)	徳島市	ホテル千秋閣	対面
3月 7日(金)	松山市	ホテルマイステイズ松山	対面
3月 7日(金)	熊本市	KKRホテル熊本	リモート
3月14日(金)	大分市	ホテル日航大分オアシスタワー	対面
3月21日(金)	千葉市	ホテルプラザ菜の花	対面

○リモートの相談形式では、モニター画面に映る相談員が年金相談にお答えいたします。KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます（相談者による機器操作は不要です）。

KKRオンライン年金相談室【大阪】のご案内　平日のみ

KKRホテル大阪（1階ロビー）に設置した専用相談ブースからのオンライン相談となります。パソコンの操作は一切不要です。

開設期間：令和7年3月28日(金)まで

相談時間：10：30～16：00（土日祝日・年末年始を除く）

予約方法：相談希望日の前日17：30までに上記ホームページまたは予約受付専用電話からご予約ください。

KKRホテル大阪へのアクセス

森ノ宮駅からシャトルバス（送迎バス）をご利用ください。

年金の相談窓口【東京】を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内１階に年金相談窓口を常設しております。

個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

※web予約もご利用いただけます。相談希望日の前日までにご予約ください。（予約なしでもご利用いただけます。）

■相談時間：９：００～１７：３０
（土日祝日・年末年始を除く）

こんなときには届出をお願いします

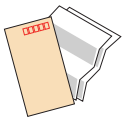

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
特別支給（65歳未満）の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき　または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき	老齢・退職
国会議員や地方議会の議員になったとき　または、議員を辞めたとき	
遺族年金を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	遺族
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方

● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

読者のひろばの原稿募集

＜「読者のひろば」係より＞

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名は自由です。原稿をお待ちしております。

原稿用紙に**200字以上600字以内**で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名を明記して、当会年金部 年金だより担当「読者のひろば」係までお送りください。

掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。また、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨をお書き添えください。

なお、原稿・写真の返却はいたしません。掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

読者のひろば

タイガースは私の『生きがい』

昨年11月5日、プロ野球阪神タイガースは岡田彰布監督指導のもと38年ぶり2度目の日本一の座に輝きました。小学生のころから、タイガースの熱烈なファンです。選手の着る『縦じま』のユニホームを見ただけで『なんと洗練されたデザインだ』と心奪われ、全身が硬直したものです。

1994年、新車を購入した際、販売会社に特注し、車全体をタイガースのユニホーム風に塗り上げ、縦じまに『猛虎』のマークを大きく入れてもらいました。街を走る私の車を目にした小、中学生は、物珍らしさも手伝って、沿道から、みんな手を振ってくれました。安全運転を心掛けながら悠然と走って人生を謳歌したのです。タイガースは私にとって『生きがい』であり、これからも『生涯の宝』として応援をします。

交通事故のことも考え、残念ながら80歳を機に運転免許証を返納しました。愛着深い『タテジマ猛虎号』でしたが、友人に譲り渡しました。私の手元から離れたのです。寂しさが募るばかりですが、これからもタイガースのセ・リーグ優勝、そして日本一の連覇を期待したいと思います。

北海道　藤田　忠 さん

一山百楽

「一山百楽」

この言葉は、山にはたくさんの楽しみがあるという意味だと思います。

50才を過ぎた頃、少しずつ健康を考えるようになって始めた山登りもいつの間にか30年以上になりました。

富士山をはじめ北は北海道利尻山、南は九州屋久島の宮之浦岳他たくさんの山旅の思い出があるが、今では年齢にあわせて近くの低山歩きを続けています。

自宅から車で30分位で行ける角田山（482m）がホームグランドになっている。登山口が10ケ所以上あり、天候や体調にあわせてその日のコースを選んでいる。海抜ゼロの波打ち際から登る灯台コースが眺望もよくて一番好きなコースです。

早春のユキワリソウやカタクリの花の群生は圧巻で、その時期には広い駐車場に県外ナンバーの車も多い。四季それぞれに咲く花々や、小鳥や蝶が出迎えてくれる。時にはタヌキ、イノシシ、カモシカ、ハヤブサに出会ったこともあります。

全身を動かしてかく汗（快汗）は、身体の中の毒素を絞り出しているような気持がして身体も心もさっぱりします。

また年とともに筋力の衰えが心配になりますが、筋力は年をとっても鍛えられるとのことなので、山歩きを楽しみながら”貯筋”に努めたいと思っています。

これからも年齢を自覚して無理せずに”四季”を”五感”で感じながら、”快汗”と”貯筋”を求めて山を楽しみたいと思っています。

新潟県　本間　昭秀 さん

年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ

年金に関する相談やお問合せは、「KKR年金相談ダイヤル」にてお受けしています。
電話によるご相談の際には、**「年金証書記号番号」**または**「基礎年金番号」**をあらかじめご用意のうえ、お問合せください。

「KKR年金相談ダイヤル」（年金相談・お問合せ専用）

0570−080−556（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合（050で始まるお電話からの発信など）等

03−3265−8155（一般電話）

年金を受けている方が亡くなられたときは下記の専用ダイヤルへご連絡ください

ご連絡の際には、次の番号が分かるものをお手元にご用意ください。

●亡くなられた方の**「年金証書記号番号」**または**「基礎年金番号」**

●亡くなられた方に配偶者がいらっしゃるときは、配偶者の**「基礎年金番号」**

0570−055−030（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合（050で始まるお電話からの発信など）等

03−3265−8401（一般電話）

受付時間：月～金曜日　9時00分～17時30分　※土日祝日、年末年始はご利用できません。

○電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

○ご相談等の内容は、電話応対の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

電話が混み合う時期や時間帯について（お願い）

月曜日など休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後一週間程度および「扶養親族等申告書」の送付後などは、お問合せが集中するため、電話が大変つながりにくくなります。

週の後半や夕方（16:00～17:00）などは比較的つながりやすくなっておりますので、**なるべく曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。**

また、KKRホームページに「よくある質問 Q&A」を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

※同封の介護案内等の冊子等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

KKR　国家公務員共済組合連合会　年金部

［お問合せ先］　〒102−8082　東京都千代田区九段南1-1-10　九段合同庁舎

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKRホームページアドレス　https://www.kkr.or.jp/nenkin/　kkr 年金　検 索